

包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、富山県知事から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年12月1日

富山県監査委員	奥	野	詠	子
富山県監査委員	井	上		学
富山県監査委員	田	中	篤	人
富山県監査委員	高	橋	正	樹

令和6年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の内容

テーマ：外郭団体の経営状況と管理体制について

頁	監査結果報告書（結果・意見）	措置の内容【公表項目】
22	<p>第4部 監査結果 第1章 総論 第1節 外郭団体の在り方について（意見） 【意見総－1】</p> <p>本来、地方公共団体は自らが主体的に行政サービスを展開できるところ、ニーズの多様化に対応し、事業をより効率的・効果的に実施するため、別の法人格を有する外郭団体を設立し、事務を委託したり補助金を交付するなどして県の行政機能を補完する事業を運営させている。</p> <p>したがって、その在り方、すなわち、外郭団体を設立していることの意義や効果については定期的に検証することが必要と考えられる。その中でも次のような事項に該当する団体については、特に検討が必要といえる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外郭団体を設立した当初の目的がすでに達成されている ・外郭団体の提供するサービスが住民のニーズに合わなくなっている ・外郭団体の事業が他の自治体や民間事業者が実施する事業と重複している ・県が自ら事業を実施するよりも、外郭団体に委託等することのほうが効率性や効果性が高まるなどのメリットが明確にできない <p>たとえば、外郭団体の収入の大半が富山県からの委託料、指定管理料、補助金などで賄われているケースや外郭団体の役員や職員への県職員または県職員OBの就任が常態化しているケースでは、表面的・形式的</p>	<p>人口減少・少子高齢化やデジタル技術の進展など、社会経済情勢が大きく変化し、県民ニーズが多様化・複雑化するなか、行政やその機能を補完する外郭団体は、これらの変化やニーズに的確に対応していく必要がある。</p> <p>現在、県では外部有識者等を委員とする検討会において、行政サービスのあり方について議論を行っているところであり、また、国においては、国・都道府県・市町村の役割分担の変更等の制度見直しの検討に取り組もうとしている。これらの検討状況も踏まえながら、県の役割に付随して外郭団体が担うべき役割や外郭団体のあり方について継続的な見直しを進めるとともに、その定期的な検証も含め、県としての外郭団体の指導・監督、評価等に関する指針（ガイドライン）を令和7年度中に策定し、令和8年度から適用する予定。</p>

	<p>には資金面・人材面で県が運営していることと変わりないと見受けられるが、それでも外郭団体で事業を実施することのほうがメリットがあるのかといった視点で検討が必要である。</p> <p>検討においては、外郭団体を別法人として設立することによって生じている事務負担（公益法人制度における各種の届出や報告、決算・申告、県と団体との委託契約締結や補助金交付、県職員の派遣や県OB職員の紹介に伴う事務負担など）も考慮すべきである。</p>	
22	<p>第2節 県の指導・監督体制について（指摘）</p> <p>【指摘総－2】</p> <p>現在、外郭団体に対する県の指導・監督としては、次のことが実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査委員による財政的援助団体等に対する監査 ・出納局による県出資法人等に係る決算調査および随時調査 ・所管課による「経営状況に関する説明書」の作成に必要な報告の徴求 ・外郭団体が公益法人の場合における事業報告の徴求および立入検査 <p>総務省は「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について（平成26年8月5日 総務省自治財政局長）」（以下、「指針」）の中で、「第三セクター」を次のように定義し、第三セクターに出資している地方公共団体に対して、経営状況等の把握、監査、評価の実施を要請している。</p>	<p>県ではこれまで、外郭団体の指導・監督について、所管課による経営状況等の把握や出納局による県出資法人に係る決算調査などを実施してきたところ。</p> <p>一方で、外郭団体としての目標（目的）やそれを達成するための計画の策定、また、その達成状況等を継続して評価する体制整備については十分ではなかった面もあると考えられることから、他県の事例を参考に検討を進め、県としての外郭団体の指導・監督、評価に関する指針（ガイドライン）を令和7年度中に策定し、令和8年度から適用する予定。</p> <p>なお、その際には、令和7年度に策定された県総合計画との整合性も考慮する。</p>

本指針において「第三セクター」とは地方公共団体が出資又は出資（以下単に「出資」という。）を行っている一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人および公益財団法人を含む。以下同じ。）並びに会社法法人をいい、「地方公社」とは地方住宅供給公社、地方道路公社および土地開発公社をいうものとする。

このうち、経営状況の把握と監査については、上記のとおり対応がなされているところであるが、評価が十分になされているとは言い難い。

指針の「1. 経営状況等の把握、監査、評価（3）」では「評価」について以下のようない記載がなされている。

（3）地方公共団体は、経営・資産債務の状況等を把握した上で、継続的かつ定期的に評価を行うことが必要である。

評価に当たっては、外部の専門家の意見等も参考としつつ、第三セクター等が行う事業の公共性、公益性、採算性および将来見通し等を十分に精査するとともに、第三セクター等以外の事業手法との比較も行い、最終的な費用対効果に留意することが必要である。（一部省略）

なお、地方公共団体は、これらの評価に先立って第三セクター等が自ら評価を積極的に行なうよう指導・監督等を行うとともに、合理的な評価基準の策定等に取り組むことが望ましい。

たとえば県が100%出資している富山県立大学では地方独立行政法人法に基づき、6年間の中期目標とそれを達成するための中期計画、年度計画が策定され、年度ごと、中期目標期間ごとに評価がなされている（PDCAサイクルの仕組みを導入）。

また、富山県においても過去において富山県行政改革推進会議を設置し外郭団体等に対する提言がなされ（平成20年2月）、その提言に対する取り組みについても富山県行政改革委員会において検証がなされている（平成24年2月）。「指針」に照らせば、こうした評価の取組みを部分的あるいは一時的なものとするのではなく、外郭団体全体に対して継続して実施していくことが必要といえる。こうした取組みが「1. 外郭団体の在り方について」で記載したこ

	<p>とへの対応にもつながるものといえる。</p> <p>こうした評価を適切に実施するためには、富山県立大学の例にあるように、その前提として外郭団体としての目標（目的）とそれを達成するための計画が必要であり、さらに評価に資するためには計画において評価指標（KPI）を定めておくことが望まれる。</p> <p>この点、アンケートによれば多くの外郭団体で事業計画は策定されているものの、大半は単年度のものであり、富山県立大学のように複数年の事業計画を策定しているケースはごくわずかである。</p> <p>なお、こうした取り組みの実効性を確保するには、外郭団体が計画の策定や実行に主体的に取り組むことが重要であることから、その規模や組織体制に応じた実施可能な仕組みとすることが重要である。</p> <p>富山県では令和7年度に新たな総合計画の策定が予定されているが、当総合計画との整合性を図り、各外郭団体が策定する計画においては、その役割を明確にすることを期待したい。</p> <p>外郭団体に対する指導・監督に関しては、他の地方公共団体において、「外郭団体の自主的・自立的経営に関するガイドライン（京都府）」、「大分県公社等外郭団体に関する指導指針」、「県の出資法人に対する運営指導方針（新潟県）」などを作成して指導・監督に取り組んでいる事例や出資法人等に対する経営評価の実施（茨城県）といった事例があり参考とされたい。</p>	
24	<p>第3節 外郭団体の情報の開示について (指摘) 【指摘総－3】</p>	<p>これまででも県及び各外郭団体において情報開示を実施してきたところであるが、各々の団体の経営</p>

	<p>現在、外郭団体の情報開示は次のような形で実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各外郭団体のホームページにおいて、定款、役員名簿、事業計画、事業報告、決算書、予算書等を開示 ・「県の出資等に係る法人の経営状況に関する説明書」（内容は各外郭団体のホームページにて開示されている事業計画、事業報告、予算書、決算書とほぼ同じ）を議会への提出し、また、広く供覧用として、県議会議事堂の閲覧コーナー、県図書館および国会図書館、県情報公開窓口に配布 <p>情報開示については、「指針」の「2議会への説明と住民への情報公開」において以下のように記載がなされている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2議会への説明と住民への情報公開</p> <p>地方公共団体は、議会・住民に対して、第三セクター等の財務書類や将来負担額等を報告・公表することに加え、第三セクター等の経営諸指標（経常収支比率、流動比率、自己資本比率、有利子負債比率等）、地方公共団体が行っている財政的支援とそれに伴う財政的なリスク、現在の経営状況に至った理由、将来の見通し等について、分かりやすい説明を行い、理解を得ることが必要である。</p> <p>そのためには、地方公共団体が第三セクター等の経営状況等を一覧できる資料を作成し公表することや、第三セクター等が自ら積極的な情報公開等に取り組むように指導すること等も有効であると考えられる。また、第三セクター等の他の出資者および利害関係者（債権者、取引先等）に対しても、経営状況等について十分な説明が行われ、理解が得られるように努めることが求められる。</p> </div> <p>この記載内容を踏まえると、経営諸指標や地方公共団体が行っている財政的支援内容といった情報の量的な点、また、分かりやすい説明といった情報の質的な点で、現状の議会や住民への開示内容は不十分であり改善が必要である。</p>	<p>状況について、経営指標等の量的な面から、また、分かりやすさという質的な面から、開示内容が十分でなかった面もあると考えられることから、令和8年度からの実施を目指して、開示内容等も含めた統一的な情報開示のあり方を検討する。</p>
25	<p>第4節 外郭団体のリスク管理について (意見) 【意見総－4】</p> <p>各外郭団体が事業を運営するにあたり、</p>	<p>個人情報の漏えいや会計処理の不正等への対応については、一義的には各法人においてなされるべきものと考えられるが、一方で、</p>

25	<p>次のような課題は共通のものといえる。この点については、監査の過程で実施したアンケート結果からもうかがえることである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報（利用者、職員など）の情報漏洩（特にデジタル化し入手・保管・受渡等を行う場合の取り扱い）への対応 ・コンプライアンス（法令遵守）への対応 ・災害への対策 ・施設利用等における利用者・職員の安全管理への対応 ・会計に関する不正への対応 <p>こうした課題についてすべてを各外郭団体において対応することは負担が大きく、知識や経験などの制約もあることから、共通の課題として研修会の開催、情報交換、共通ツールの開発・提供を行える仕組みを県主導で整備してはどうか。</p> <p>その際、リスク管理については県においては地方自治法に基づき内部統制に関する方針の策定と内部統制体制の整備が義務付けられているところであり、また、公益法人においてもいわゆる大規模法人については内部統制の整備について理事会で決定することが義務付けられているところであるから、こうしたすでに実施している取組みを各外郭団体へも導入することも一案である。</p>	<p>各外郭団体に共通する問題については、これまでも、各所管課を通じて県から必要な情報提供や助言を行ってきてているところ。今後も引き続き、外郭団体を指導・監督する立場として、必要に応じ、適時適切に対応していく。</p>
	第5節 隨意契約について（意見）	令和6年度から所属長及び所属長代理（出納員）を対象に開催している会計事務研修会において、随意契約を締結することの理由についてできる限り明確にしておくよう、注意喚起したところであり、今後も行っていく。

【意見総－5】

県と外郭団体で締結される委託契約等については随意契約によるケースが存在している。

随意契約とは、地方公共団体が競争入札によらずに任意で決定した相手と契約を締

	<p>結する契約方法であることから、一般競争入札又は指名競争入札に比べて手続きが簡略であり、経費の面でも負担が少なくて済むというメリットがあるが、他方で競争によって契約価格を下げることができず、相手方が固定化してしまうリスクもある。</p> <p>どのような場合に随意契約による契約締結ができるのかについては、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号～第9号に定められている（下記参照）。随意契約の締結に当たっては、これらの各号に該当するかどうかを慎重に検討し、その検討した過程を随意契約を締結することの理由としてできる限り明確にしておくことが求められる。</p> <p>この点について、随意契約の理由として、「性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）」に該当するとしつつも、理由として記載されている内容が不十分な案件が見受けられた。稟議文書等において理由の明確化を徹底することが望まれる。</p>	
26	<p>第6節 外郭団体における県職員OBの採用について（指摘）</p> <p>【指摘総－6】</p> <p>外郭団体の役職員に県のOB職員が就任しているケースがある。これについて、県では富山県人材活用支援センター（人事課内に設置）が、毎年、外郭団体とそれを所管する県の部局へ「OB（現役派遣関係を含む）にかかる意向調査」を実施し、外郭団体からの求め（「求人票」を提出）に応じる形で、退職者等の人材情報を提供している。</p> <p>また、これに関連する規程として「富山県</p>	<p>令和7年度より「求人票」に「求人の必要性・理由」欄を設け、プロパー職員の登用や新規採用では必要な人材が得られない理由等の記載を求めるよう見直しを行った。</p>

	<p>職員の退職管理に関する条例および規則」が整備されている。</p> <p>一般論として、県職員OBの採用については、いわゆる「天下り」の弊害やOB職員の在籍（特に実質的な経営者層として）が常態化することで、外郭団体としての自主性が損なわれたり、プロパー職員の士気が低下するといったデメリットが指摘されるところであるが、外郭団体においてはOB職員の知識や経験を団体の業務に活かせることや、OB職員を通じて県とのつながりを期待できるなどのメリットもあり、こうした点に着目しOB職員の採用の希望がなされている。</p> <p>しかしながら、外郭団体から提出される「求人票」にはOB職員採用の必要性や理由、プロパー職員の登用や新規採用では必要な人材を得られない理由について記載が求められておらず、OB職員の採用の必要性が検討されているかどうかが明確になっていない。この点、明確にすべきである。</p>	
26	<p>第7節 外郭団体への県職員の派遣について（意見）</p> <p>【意見総－7】</p> <p>外郭団体の運営に当たり県が現役の職員を派遣しているケースがある。これについて、県では毎年、外郭団体とそれを所管する県の部局へ「定数機構要求」を募り、外郭団体等からの要求を踏まえ、職員派遣を行っている。</p> <p>派遣期間は原則3年以内とし、特に必要と認めるときには、団体との合意により、派遣職員の同意を得て、派遣をした日から引き続き5年を超えない範囲内で派遣期間</p>	<p>令和7年度の「定数機構要求」の照会時に、「既存派遣継続の必要性」の項目を追加する。</p>

	<p>を延長できるとしている。</p> <p>なお、県では、関連する規程として「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づいて「公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する条例」及び「公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する規則」が整備されている。</p> <p>職員派遣についても県OB職員の採用と同様のメリット・デメリットがあるが、「定数機構要求」に基づき提出される「要求書」においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増員要求を行う場合は、原則として部局内で同数の減員を検討すること。 ・暫定配置については終了とすることを前提とすること。 ・増員要求の場合、スクラップアンドビルドの徹底等を検討してもなお、既存の人員で対応できない理由を記載すること。 <p>とされており、必要以上の職員派遣増加を認めない方針が打ち出されている。この点、さらに踏み込んで、既存の職員派遣を是とするのではなく、こちらについても継続の必要性について検討することが望ましい。</p>	
27	<p>第8節 県職員OBの採用と県職員の派遣に関する異動について（意見）</p> <p>【意見総－8】</p> <p>異動のパターンとしては以下のケースが想定されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 採用されている県職員OBについて <ol style="list-style-type: none"> (1) 引揚げ (2) 派遣職員への振替 (3) 新たな紹介 2. 派遣されている県職員について 	<p>令和7年度の「OB（現役派遣関係を含む）にかかる意向調査」時に2.(3)の項目を追加する。</p> <p>また、「OB意向調査」の照会時期（例年10月）、「定数機構要求」の照会時期（例年11月）についても、同時期とするよう見直しを図る。</p>

	<p>(1) 派遣職員の引揚げ (2) 県職員OBへの振替 (3) 新たな職員派遣</p> <p>このうち、1. (1) (2) (3) と 2. (1) (2) については、「OB（現役派遣関係を含む）にかかる意向調査」をもとに検討実施されており、2. (3) については「定数機構要求」をもとに検討実施されているが、一本化してはどうか。それにより全体像を把握でき、また業務も効率的になるものと思われる。</p>	
27	<p>第9節 指定管理者制度への対応について（意見）</p> <p>【意見総－9】</p> <p>外郭団体の多くが富山県の指定管理者に選定され、県の施設の管理を行っている。指定管理者制度は「公の施設」の管理に民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応することを目的として導入された制度である。</p> <p>平成18年度の制度導入から令和5年度までは、外郭団体と民間事業者が競合した事例は2件にとどまり、民間事業者が選定された事例はなかった。</p> <p>県では民間事業者の新規参入機会の確保等を目的として、令和4年1月以降に選考手続を行う案件を対象に、指定管理期間を「原則5年」から「原則3年」に改正したり、サウンディング調査を実施するなどの対応を図っており、令和7年度からの富山県美術館の指定管理者に、外郭団体と民間事業者が競合した結果、民間事業者が選定されるなどの事例も出てきている。</p>	<p>指定管理者の選定から漏れた外郭団体は、法人としての経営に支障が生じないよう、公の施設の管理に係る事業以外の自主事業の充実・促進や業務運営のあり方の見直しなど、当該団体の設立目的を実現するための一層の取組みが求められる。</p> <p>県ではこれまでと同様に、指定管理者としての選定を前提とせずとも法人の健全な運営が成り立つよう、引き続き各所管課において、必要に応じて、外郭団体の自主的な取組みや運営面全般に係る助言等を行っていく。</p> <p>なお、既述のとおり、県としての外郭団体の指導・監督、評価等に関する指針（ガイドライン）を令和7年度中に策定し、令和8年度から適用する予定であり、県の役割に付随して外郭団体が担うべき役割やそのあり方について、継続的な見直しを進めていく。</p>

	<p>県には今後も民間事業者のノウハウを活用するという制度趣旨に沿うよう、民間事業者の参入を促すような対応が求められるところである。</p> <p>こうした流れの中で、指定管理業務を行っている外郭団体では民間事業者との競合により一層さらされていくこととなる。実施したアンケートによれば、「指定管理者選定漏れ」を経営課題としている外郭団体もあり、提供するサービス内容や業務運営の在り方について、必要に応じて、見直しや改善を図っていくことが望まれる。</p>	
28	<p>第10節 会計管理について（指摘）</p> <p>【指摘総－10】</p> <p>会計管理に関して以下の事象が見受けられた。軽微なものもあるが、外郭団体に適用される会計基準や各外郭団体における諸規程にしたがった事務処理がなされるよう、各外郭団体は管理体制の整備・運用に努める必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表の記載事項と財務諸表に対する注記の記載事項が整合していない ・収入印紙使用簿の記載において残高合計を記載すべきところ、購入金額や使用金額が記載されている ・基本財産について、①管理台帳における記載内容と②財務諸表に計上されている内容が整合していない ・財務諸表に対する注記事項について、①記載不要な事項が記載されている、②記載内容が誤っている 	<p>各団体に適用される会計基準や団体の諸規程にしたがった事務処理がなされるよう、これまでも専門家である公認会計士や税理士の協力を得て、検査及び指導してきた。今後も専門家の協力を得ながら、検査、指導していく。</p> <p>財務諸表の記載事項と注記の記載事項が整合していない等のご指摘については、令和7年度の検査から確認すべき項目として追加し、対応している。</p>
33	<p>第2章 各外郭団体について</p> <p>第1節 公益財団法人富山県女性財団</p>	<p>富山県民共生センターを管理・</p>

33	<p>第2項 経営状況について</p> <p>【意見1－1】当財団と他団体の活動内容の一部重複について</p> <p>(1) 概要</p> <p>一記載省略—</p> <p>(2) 問題点および改善提案</p> <p>本県において男女共同参画推進に関する複数の機関があり、相互に連携して活動していくのは効果的で相乗効果があり、相談窓口が複数あるのも県民には利便性が高いといえる。しかし、今後財団が事業を推進していく中で、特に市の出先機関との重複する活動については、当該事業の実施の適否について効率性、経済性、有効性の観点からは慎重に判断することが求められる。</p>	<p>運営する富山県女性財団は、指定管理事業等を通じて、県全域を対象に県民ニーズに即した講座等を機動的に展開している。また、県のセンターとして富山市・高岡市の両センターをはじめ各市町村へは男女共同参画に係る専門図書をセットで団体に特別貸出しとともに男女共同参画啓発パネルの作成・貸出事業などにより最新情報を提供し、取組みの方向性提案を行っている。令和7年度事業を実施するにあたっては、事業が重複しないよう実施していない市町村で出前授業を行うなどより効率的な事業運営に努めており、今後とも市町村と連携しより有効的な事業運営に努めていく。</p> <p>有料施設に係る使用料金については、令和8年度に次期指定管理料の積算を行うタイミングで周辺施設の動向も調査し、必要に応じて適正な料金水準の検討を行う。</p> <p>施設利用促進のため、登録グループ・団体に対する減免制度の適用とHPに研修室の空き状況を掲載するとともに、令和7年度から賛助会員へ施設の利用案内を送付している。また、県主催のセミナーでチラシの配布を行うなど引き続き継続して行う。加えて周知にあたっては、駅近という利便性、広い託児ルームや充実した調理実習室など本施設ならではの魅力も強</p>
----	---	--

34	<p>また、研修室の目標稼働率は45%として設定しているが、近年（令和3年度～5年度）はコロナ禍の影響もあり、33%～35%台と低迷している。活用方法については、条例による制約も考慮しつつ、例えば研修室の一部について仕事や学習に活用できるコワーキングスペースとするなど、柔軟な発想をもとに新たな取組を模索し続け、稼働率向上と収益拡大を目指すことを検討していただきたい。</p> <p>【意見1－3】プロパーカー財の一層の活用について</p> <p>(1) 概要 —記載省略—</p> <p>(2) 問題点</p> <p>しかし、一方でプロパーカー財の活躍の場を広げたり、新陳代謝を図ることも大切である。このままでは、近い将来にプロパーカー財が定年等で一気に退職する時期を迎え、円滑な業務遂行に支障をきたす懸念がある。</p> <p>(3) 改善提案</p> <p>財団における今後のプロパーカー財の更なる活躍を後押しする、あるいはプロパーカー財の円滑な新陳代謝を図るため、プロパーカー財の新規採用や上位職への登用方針を含めた要員計画およびあるべき組織体制を検討する必要がある。</p> <p>財団へのアンケートにおいて、当財団を設立した意義について「専門職員を配置し、高い専門スキルとネットワークを活かした企画・実務能力を有する団体が事業を行うことで実効性を高めることができる」との回答があった。プロパーカー</p>	<p>く伝える内容とした。</p> <p>財団としても職員の新陳代謝を図ることは大切と考えており、令和8年4月1日採用に向け、新規プロパー職員の募集を令和7年度に行う。</p>
----	---	--

35	<p>材の一層の活用は、このことにも通じるものといえる。</p> <p>【意見 1－4】贊助会員の減少について</p> <p>(1) 概要および問題点</p> <p>財団に対する財務上の県への依存度であるが、指定管理受託収益および県等受託事業収益の経常収益に占める割合が85%程度となっており、依存の程度としては高いものとなっている。一因として、自主財源となる贊助会員口数が平成30年の指定管理申請時の令和5年度目標値120口に対して、実績が88口と約3割減、また申請当時の直近実績である平成29年度の実績101口に比べても減少したことがある。</p> <p>(2) 改善提案</p> <p>減少した要因には、贊助会員の場合には受講料が一定額減額される講座があったが、その講座を廃止した影響があったとのことであるが、贊助会員口数という指標は、当財団の男女共同参画の推進に係る諸活動がどれだけ浸透したか示すものであり、そういう観点からも口数増加に向けた取組みが期待される。</p>	<p>引き続きセンターの登録団体や煌めく女性リーダー塾参加企業に対し贊助会員加入に向けた周知を行うとともに、令和7年度から図書室の新規雑誌のカバーに贊助団体一覧を表示する等のPRを行い、口数増加に向け取り組んでいる。</p>
35	<p>第3項 管理体制について</p> <p>【意見 1－5】基本財産に関する定款の定めについて</p> <p>(1) 概要 —記載省略—</p> <p>(2) 問題点および改善提案</p> <p>基本財産についての定款における記載は、以下の【参考1】、【参考2】にあるとおり、どの財産が基本財産になって</p>	<p>公益法人会計基準の改正に伴い、その適用に向け財団として準備を進めている。その一環として、定款の変更が必要となるため、基本財産の記載についても併せて見直す予定である。（令和9年度までに変更予定。）</p>

36	<p>いるのかを、ある程度具体的に判別されるような方法で定款に記載することが望ましいとされている。この点、当財団の定款記載のように「理事会で定めたもの」とする定め方は適切ではなく、具体的に記載することが望ましい。（【参考1】、【参考2】記載省略）</p> <p>【意見1－6】とやまマリッジサポートセンター事業に係る事務分担表について</p> <p>（1）概要および問題点</p> <p>当財団の事務分担表によれば、事務局13人のうち10人の分掌事務については記載されていたが、3人については記載はなかった。当該3人は財団が県から受託している「とやまマリッジサポートセンター事業事務委託」の業務に専属的に従事しており、他の10人と担務する業務が異なるものであるが、財団に所属する職員の業務が事務分担表に記載されていないことは組織管理・運営上好ましくない。</p> <p>（2）改善提案</p> <p>当財団に所属する職員については仕事の役割を明確にするため、全員を対象とした業務分担表を作成すべきである。</p> <p>【意見1－7】物品調達に係る内部統制の整備について</p> <p>（1）概要</p> <p>—記載省略—</p> <p>（2）問題点</p> <p>資産の保全等の内部統制の目的を達成するためには、現場部門が購入依頼書を作成し、管理部門がその内容を確認し、</p>	<p>とやまマリッジサポートセンター事業に係る職員を含めた事務分担表を令和7年4月から作成している。</p> <p>職員数が少ないため管理部門が全ての調達先の選定、発注、契約を行うことは難しいが、財団の会計規程に基づき、発注、契約を行っており、経理担当者と上司がチェックを行う体制となっている。</p> <p>令和7年度からはこれまで以上に職員へ注意喚起を図るとともに事務分担を見直し、経理担当を1名から2名体制とした。</p>
----	---	--

42	<p>調達先の選定、発注、契約を行うといった体制の整備が求められるが、これが整備されていない。</p> <p>(3) 改善提案</p> <p>内部統制を有効に機能させるためには、物品発注者と調達先選定に係る購買担当者は同一でなく、別々とすることが望ましい。なお、こうした内部統制を整備するにあたっては、当財団の職員数は13名と少人数のため一定の職員に業務が過重とならないような配慮も必要である。</p> <p>第2節 公益財団法人富山県文化振興財團</p> <p>第3項 管理体制について</p> <p>【意見2－1】人員構成について</p> <p>富山県民生涯学習カレッジは県の組織だが運営は文化振興財団に委託している。カレッジの構成員は主に県職員であり、県から委託された事業であるにも関わらず県職員が中心となって実施されている点で委託事業として適切かどうか疑問が生じる。</p> <p>地方自治法の関係で県自体がカレッジの受講料の徴収委託ができないなどの理由により県から団体への委託事業になっているとのことであるが、財団の裁量・判断で、県職員以外の人材を構成員として加えることも有益ではないかと考える。</p>	<p>生涯学習カレッジは県の生涯学習の拠点として、県の教育振興施策の一端を担うものであることから、県が主体的に関わる必要がある。</p> <p>そのため、富山県民生涯学習カレッジ条例において、カレッジの事業の一つとして「生涯学習に関する全県的又は先導的な講座を企画し、及び立案」と規定しており、講座の企画・立案は県職員が主体となって行う一方で、受講料の取り扱いを含む講座の管理運営については、県直営の場合よりも効率的に実施可能なノウハウをもった外部団体（富山県文化振興財団）に委託する形で、カレッジ開設時から運用してきている。</p> <p>今後、こうした役割分担を踏まえつつ、委託業務の内容・実施体制の見直しについて、財団と協議</p>
----	--	---

	<p>43</p> <p>【意見 2－2】特定資産の設定目的について</p> <p>特定資産の内訳として財政調整引当資産 209百万円と経営安定積立資産 363百万円が計上されている。財政調整引当資産は埋蔵文化財調査事業における財源不足に備えて、経営安定積立資産は事業量の変動や経済情勢の変動に伴い発生する費用・損失に備えて積み立てるとして取扱要綱にて定められている。</p> <p>このうち財政調整引当資産は埋蔵文化財調査事業に限定されているが、当事業は人件費相当の受取負担金収入があるなどの收支状況を踏まえると深刻な財源不足に陥る可能性は低く、また財源不足に陥る可能性は埋蔵文化調査事業以外の他の事業についてもあると思われる。したがって特定資産として積み立てる必要性は低いと思われ、より有効な資産の活用を検討すべきと考える。</p>	<p>を行なながら検討していく。</p> <p>財政調整引当資産の目的(使途)の変更について、税務申告業務を委任している公認会計士等の専門家の意見を踏まえて検討を進める。</p>
47	<p>第3節 公益財団法人とやま環境財団 第3項 管理体制について</p> <p>【指摘 3－1】電子帳簿保存法の対応について</p> <p>(1) 事実概要</p> <p>令和6年1月1日より電子帳簿保存法の適用が開始されている。電子帳簿保存法の適用開始に伴い、電子データの保存に関して保存されているデータの改ざん防止措置（真実性の確保要件）を講ずる</p>	<p>電子データの授受と保存について、不当な訂正削除の防止に関する事務処理規程を作成し、令和6年12月17日から施行、運用している。</p>

	<p>必要があるが、財団はこの対応を行っていない。</p> <p>(2) 課題事項</p> <p>電子帳簿保存法の適用開始に伴い、財団は電子データの保存に関してデータの改ざん防止措置（真実性の確保要件）を講ずることを求められる。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①タイムスタンプが付与されたデータを受け取る ②保存するデータにタイムスタンプを付与する ③データの授受と保存を、訂正削除履歴が残るシステムやそもそも訂正削除ができるないシステムで行うか、不当な訂正削除の防止に関する事務処理規程を制定し、遵守する といった対応が必要となる。 <p>(3) 改善提案</p> <p>電子帳簿保存法への対応として、③については一般的には、中小事業者を中心として、「不当な訂正削除の防止に関する事務処理規程を制定し、遵守する」ことで対応する事業者が多く、当財団においても規程の整備等の対応をする必要がある。</p>	
53	<p>第4節 富山県健康づくり財団 第3項 管理体制について 【意見4－1】専務理事に対する報酬の取り扱いについて</p> <p>常勤の役員として活動実態のある専務理事に対する報酬については、その全てを従業員給与および賞与として取り扱うのではなく、適切な基準を設定して役員報酬に配分することが適当であると考えられる。</p>	<p>令和8年度からの対応に向け、令和7年度中に他団体の状況等を調査する。</p> <p>電子データの授受と保存について</p>

	<p>【指摘 4－2】電子帳簿保存法の対応について</p> <p>(1) 概要 —記載省略—</p> <p>(2) 課題</p> <p>電子帳簿保存法の適用開始に伴い、財団は電子データの保存に関してデータの改ざん防止措置（真実性の確保要件）を講ずることを求められる。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①タイムスタンプが付与されたデータを受け取る ②保存するデータにタイムスタンプを付与する ③データの授受と保存を、訂正削除履歴が残るシステムやそもそも訂正削除ができるないシステムで行うか、不当な訂正削除の防止に関する事務処理規程を制定し、遵守する といった対応が必要となる。 <p>(3) 改善提案</p> <p>電子帳簿保存法への対応として、③については一般的には、中小事業者を中心として、「不当な訂正削除の防止に関する事務処理規程を制定し、遵守する」ことで対応する事業者が多く、当財団においても規程の整備等の対応をする必要がある。</p> <p>【意見 4－3】固定資産の取得手続きについて</p> <p>(1) 概要</p> <p>財団は富山県国際健康プラザの指定管理者として施設の管理を行っているところ、当施設において利用している、県</p>	<p>て、不当な訂正削除の防止に関する事務処理規程を作成し、令和6年11月1日から施行、運用している。</p> <p>令和7年度からは、修繕・備品購入のうち指定管理協定書で県負担としているものについては、施設の個別修繕計画等もふまえつつ、指定管理者とも協議のうえ、今後も適切に実施していくこととした。</p>
--	---	--

	<p>所有の医療機器が故障したことを受け、同様の医療機器を自己資金にて取得している。対象となった医療機器の概要は次のとおりである。</p> <p>資産名称：運動負荷心電図検査機 購入金額：6,270,000円（税込） 購入先：株式会社中川医療器械</p> <p>(2) 問題点および提案</p> <p>当該医療機器は、指定管理契約にもとづけば、財団から県への事前申請により、県が県の資産として取得すべきものである。しかしながら、財団において利用にあたり故障していることが判明し、かつ、県への事前申請を行っている時間的余裕がなかったことから、財団にて緊急性があると判断し、本来は購入費を負担する必要はなかったところ、取得したものである。</p> <p>医療機器の修繕や更新について、財団ではその必要性を認識しており、県に対しても予算措置の要望を出しており、県においても同様に修繕の必要性を認識していたものの、限られた予算のなかで他の案件との比較衡量した結果、修繕費の予算措置が見送られていた。結果として故障し取得せざるを得ない状況に至ったわけであるが、修繕等の対応が遅れたことは結果論であり、この点、やむを得ないものといえる。</p> <p>しかし、財団が負わなくてもよい負担をせざるを得なかった点については、今後も同様のケースが生じることも想定され、今回のように財団において購入費を負担できる場合ばかりではないと思われる。</p>
--	---

	<p>この点、緊急性（緊急性については現場から納得ある説明がなされることが前提）があると認められる場合においては、資産等の購入に係る申請や承認に要する手続に関して、予算措置を行えるような仕組みの整備が必要ではないか。</p>	
57	<p>第5節 一般財団法人富山会館 第2項 経営状況について 【意見5－1】中長期の事業計画の策定（法人の在り方）について (1) 概要 　一記載省略— (2) 問題点 　当法人は富山県からの委託料でほとんどの事業が運営されていることから、当委託料に係る収支予算を作成し、当予算に基づき事業計画が作成されている状況にある。事業計画は単年度で作成し、事業年度開始前に事業計画および予算案が理事会・総会に提示され、事業年度終了後に事業報告等を行っているが、中長期的な事業計画は策定していない。 (3) 改善提案 　将来のビジョンや中長期的な目標を明らかにしたうえで業務を執行していくことは安定的な事業運営につながる。また、社会経済情勢等の変化に対応した効果的、効率的な事業運営を図るために、中長期的に重点的に取り組む事業を検討し、事業運営を具体的に展開することが必要である。 　特に、当法人は主要業務である「赤坂会館管理運営事業」「富山会館管理運営事業」が赤坂会館の閉館、東京富山会館</p>	<p>一般財団法人富山会館では、観光、県人会（関係人口創出、ふるさと納税への協力、伝統芸能PRなど）赤坂会館の運営などを行っているが、赤坂会館の閉館、東京富山会館の売却などで業務見直しを求められている状況にあることから、今後他県の事例などを参考に策定を検討していく。</p>

59	<p>の売却で見直しを求められている状況にあることから、今後の法人の在り方について検討することが必要と考える。</p> <p>【意見 5－2】役職員の構成割合について</p> <p>(1) 概要 —記載省略—</p> <p>(2) 問題点</p> <p>(1)に記載の通り、役員にプロパー職員の該当がなく、職員においては17名中11名が富山県の職員が兼務し、プロパー職員が少ない状況にある。当法人は富山県からの委託料でほとんどの事業が運営されていることや事業目的から勘案すると、県との連携が必要であり、富山県の職員が兼務することもある程度は必要ではあるが、法人としての自立化も必要と考える。</p> <p>(3) 改善提案</p> <p>役員にプロパー職員の該当がなく、職員においては17名中11名が富山県の職員が兼務しプロパー職員が少ない状況にある。当法人は富山県からの委託料でほとんどの事業が運営されていることや事業目的から勘案すると、県との連携も必要であり、富山県の職員が兼務することもある程度は必要ではあるが、法人としての自立化も必要と考える。</p> <p>当法人の主な業務である「赤坂会館管理運営事業」、「富山会館管理運営業務」については赤坂会館の閉館、東京富山会館の売却で見直しが必要な状況にある。人員構成も含めた法人の今後のあり方について検討することが必要と考える。</p>	<p>プロパー職員を役員にする場合、県の方針を理解していること、役員にふさわしい人材であること、勤続年数が一定程度の期間存するなど経験値を有すること、役員にふさわしい給与予算の確保など、現時点では多くの課題があるが、上記の中長期の事業計画策定と合わせて検討していく。</p>
61		次回理事会（通常であれば令和

62	<p>第3項 管理体制について</p> <p>【指摘5－3】登記事項について</p> <p>(1) 概要 —記載省略—</p> <p>(2) 問題点 履歴事項全部証明書を確認したところ、理事等の就任から登記までの期間が2週間を超えるものが散見された。</p> <p>(3) 改善提案 当法人によると役員に富山在住者が多く、東京にある事務局と書類のやり取りや必要書類を整えることに時間がかかるとのことである。必要書類の事前準備等を十分に行い、登記事項の変更が生じた場合には、2週間以内に、その主たる事務所の所在地において変更の登記をすることが必要である。</p> <p>【指摘5－4】情報公開について</p> <p>(1) 概要 —記載省略—</p> <p>(2) 問題点 現状、当法人は一般法人・公益法人等情報公開共同サイトにて、定款と貸借対照表のみを情報公開している。また当法人のホームページなどはなく、事業内容なども特に公開されていない。</p> <p>(3) 改善提案（指摘） 当法人の収入の大半は県からの委託料等により構成されており、その公共性から県民に対し透明性の確保と説明責任を十分果たすことが必要である。また情報公開規程においても情報公開の総合的な推進などを定めている。事業活動内容、損益計算書や貸借対照表などの財務諸</p>	<p>8年3月）以降、理事等の改選のタイミングでは、新役員に前もって準備してもらうなど工夫し、所定の期間内に手続きを終えられるよう努める。</p> <p>財団の人事体制（事務局員のほとんどが県職員との兼務）に鑑み、HPを隨時更新することは困難である。一方、提案の内容は本来公開すべき事項であることから、令和7年度決算が確定（令和8年6月頃）しつつ、一般法人・公益法人等情報公開共同サイトで収支計算書等（具体的な公開項目は今後検討）についても公開していくこととする。</p>
----	--	--

62	<p>表等をホームページなどで積極的に開示していくことが必要と考える。</p> <p>【意見 5－5】貸倒引当金の計上基準について</p> <p>(1) 概要 —記載省略—</p> <p>(2) 問題点</p> <p>当法人では会計規程第52条において「貸倒引当金については、法人税法に定める限度額のほか、債権の回収可能性を検討して計上する」としているが、現状、過去の貸倒実績により債権の回収可能性を判断している。</p> <p>また、財務諸表に対する注記において貸倒引当金の計上基準として「実績に基づき 0 円を見込んでいる」と記載しているが、当注記では貸倒引当金額ではなく計上基準を記載する必要がある。</p> <p>(3) 改善提案</p> <p>当法人として貸倒引当金の計上基準を見直しする必要がある。そのうえで財務諸表に対する注記として貸倒引当金の計上基準を記載する必要がある。なお貸倒引当金の算定方法について「金融商品に関する会計基準」および「金融商品会計に関する実務指針」などが参考になる。</p> <p>金融商品に関する会計基準によれば、債務者の財政状態および経営成績等に応じて、債権を一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等に分類し、それぞれの区分に応じて貸倒見積額を算定している。</p>	<p>債権を一般債権と長期未収金（貸倒懸念債権）に分類し、それぞれの区分に応じて貸倒見積額を算定することとし、貸付引当金の計上基準は「一般債権については、法人税法に定める限度額を計上、長期未収金（貸倒懸念債権）については、回収不能見込額50%を計上」として見直しし、令和6年度決算の財務諸表に対する注記から記載している。</p>
----	--	--

68 68	<p>センター</p> <p>第3項 管理体制について</p> <p>【指摘 6－1】法人全体の合理化について</p> <p>当法人には呉羽ハイツととやま自遊館の2施設の運営が存在し、業務各施設がそれぞれの業務フローに従って実施されている。法人内で統一した運用を実施している業務がある一方で、人事管理などについては各施設固有の業務もみられたところである。また、経理業務についても各施設で各自体制を整備して実施されている。</p> <p>これは呉羽ハイツが当法人の設立当初から運営を行っていた施設であるのに対し、とやま自遊館は雇用促進事業団から運営を引き継いだ施設であるため、施設の個々の実情に合わせた業務が存在するものと推測される。</p> <p>法人全体の合理化を図るという視点から、すでに購買業務においては共通仕入を図るなど業務の共通化もみられるが、人事管理や経理業務などについても制度の統一や業務の一本化により適切な人員配置や業務の効率性の向上を図る余地があるといえ、こうした点についても検討を進めるべきである。</p> <p>【指摘 6－2】検査調書の作成について</p> <p>会計規程第65条にて工事契約等の履行時には検査調書を作成することとなっているが、工事請負業者の作業完了報告に検査確認の記録があるものの検査調書は作成されていない。規程にしたがった手続きが必要である。</p> <p>【意見 6－3】業務委託費について</p>	<p>両施設の営業面での連携強化のため、令和8年度から、経営の専門家として外部から招へいしている自遊館支配人に、両施設の経営を俯瞰する立場のトータルコーディネーターに着任いただく予定。</p> <p>また、令和7年度に両施設の総務担当者が情報交換を行う場を設け、会計システムの運用の見直しによる事務の簡素化や、共同契約可能な品目の拡大等を図るほか、人員面でも、令和7年度より同一のスタッフが両施設の保守点検を担うこととするなど、連携強化を図っている。</p> <p>指摘に係る検査調書については、令和7年3月に、会計規程に従い作成済み。</p> <p>本業務委託の締結や毎年度の更新にあたっては、県所管部局の承認を受けた後に財団予算理事会に</p>
----------	---	--

69	<p>支配人は所属する別の組織（協同組合）から派遣されており、当財団から支配人への報酬は支払われておらず、報酬相当は協同組合へ業務委託費として支払われている。</p> <p>この業務委託費は法人内の稟議決裁に基づいて支配人による承認がなされているが、実質的には自己の所属する組織に対する支払であり、支配人にとって自己承認にあたる可能性がある。また支配人は理事の地位にあり、理事への報酬は評議員決議、若しくは理事会決議相当の承認案件であるから、本件のような業務委託費も相応の重要な承認案件ともいえ、承認方法についても検討すべき事項であると考える。</p>	において承認されている。
78	<p>【意見 6－4】計算書類について</p> <p>計算書類については、法人全体の貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表に対する注記が作成されているが、呉羽ハイツ、とやま自遊館それぞれ施設ごとの単独の計算書類も作成されている。</p> <p>この点、制度としては施設単位の計算書類の作成義務は求められておらず、事務効率の観点から法人全体の計算書類のみの作成にとどめるべきではないか。施設単位の決算数値は内訳表で把握可能であり、前期数値の比較もシステムからの出力資料などで実施可能と考える。また、財産目録内訳表も法人全体のみの作成でよいと思われる。</p> <p>第7節 公益社団法人富山県農林水産公社 第2項 経営状況について</p>	<p>令和9年度予算理事会からは、法人全体の決算書類を主とする形に移行する。</p> <p>林業公社会計基準注解（注24）では、将来の経済的便益を検証す</p>

	<p>【意見 7－1】分収造林の減損処理の検討について</p> <p>当法人は分収造林事業を1966年（昭和41年）に開始したことから、現状保育作業の間伐等を実施している60年生以下の林分がほとんどで、主伐（80年生で計画）が決定した分収造林（森林資産）がなく減損処理を行っていない。</p> <p>一方、林業公社会計基準第27条では主伐時期に応じた一定の林齢に達した森林資産を対象として将来の経済的便益を検証する他に「森林資産に期待されるサービス提供能力が著しく低下した事象」が生じているか検討することも求められている。林業公社会計基準注解24ではサービス提供能力の著しい低下の例として、「災害、火災および獸被害等により公益的機能が著しく低下し、かつその使用可能性が著しく低下した場合」や「森林資産の継続的な使用の停止や事業廃止などによる場合」をあげている。減損処理の要否にあたっては林業公社会計基準を参考に当該事象の有無も検討する必要がある。</p>	<p>る対象として、「森林施業計画（現在の森林経営計画。計画期間5年間）などにおいて主伐計画が位置付けられた森林資産」とされているが、当公社では5年間の計画を策定していない。</p> <p>一方、令和9年度を始期とする次期公社営林経営改善実施計画には、主伐対象地を盛込む予定で、現在、地形や路網の整備状況等を踏まえた伐採、搬出方法の検討をはじめ、収益に影響する材価の設定方法などの検討を行っている。このため、減損処理の必要性については、この結果などを踏まえ、検討していく。</p> <p>また、林業公社会計基準注解（注24）で、「サービス提供能力の著しい低下」として示されている事例については、現在発生していないが、対象となる事象が発生した際には、その都度対応していく。</p> <p>次期公社営林経営改善実施計画や森林経営計画の策定に際して、他県の事例などを参考に検討していく。</p>
78	<p>【意見 7－2】分収造林の回収可能見込額等の注記について</p> <p>林業公社会計基準第28条で森林資産情報の注記が求められているが注記されていない。当法人では分収林が生育途中で主伐を実施しておらず試算が困難なことから注記をしてこなかった。</p> <p>分収造林事業は、分収林契約により最終的には主伐による立木販売収入によって投資額が回収されるものであるが、主伐まで</p>	

	<p>の期間が超長期であり、木材価格等の変動が投資額の回収可能性に大きな影響を与えるため、現時点での回収能力見込額等を把握し注記することは必要と考える。</p> <p>なお、回収能力見込額（回収可能性）の算定については林業公社会計基準注25が参考になる。また注記方法については、公益社団法人島根県林業公社、一般社団法人高知県森林整備公社などで決算報告書がホームページで公表されており参考になる。</p> <p>【意見 7－3】会計規程における重要な会計方針の記載について</p> <p>現状、財務諸表に対する注記で、森林資産の評価基準および評価方法（減損処理）が記載されているが、会計規程の重要な会計方針に森林資産の評価基準および評価方法の記載がない。</p> <p>当法人によると会計規程には各事業の共通項目を記載することとし分収造林（森林資産）については森林事業にのみ当てはまるため記載していないとのことである。</p> <p>当法人における森林資産（分収造林）は総資産に占める割合が88.7%（令和5年度）と非常に高く、当法人の重要な資産である。会計規程の重要な会計方針に記載することが望まれる。</p> <p>【意見 7－4】現物照合結果の記録・報告について</p> <p>固定資産台帳と現物と照合を行った際は、その結果について担当者が押印するなど記録・報告する仕組みを構築し、より厳密な管理を行うことが望まれる。</p>	<p>次期公社営林経営改善実施計画や森林経営計画の策定に際して、他県の事例などを参考に検討していく。</p> <p>従来から年1回は固定資産台帳と現物との照合を行っていたが、指摘後は照合の証跡として固定資産照合点検票を作成し、照合担当者が現物を確認し固定資産管理責任者へ報告する事実を残すこととし、より厳密な管理を徹底した。</p>
--	---	--

<p>第4項 その他</p> <p>【指摘7－5】貸倒引当金計上基準の注記について</p> <p>(1) 概要 —記載省略—</p> <p>(2) 問題点</p> <p>①貸倒引当金の計上</p> <p>当法人では会計規程第81条において「貸倒引当金については、法人税法に定める限度額のほか、債権の回収可能性を検討して計上する」としているが、令和5年度貸借対照表に貸倒引当金が計上されていない。</p> <p>令和5年度末では、未収入金50,990千円、1年以内回収予定長期貸付金328千円、長期貸付金1,292千円が残高として残っており、規程に準拠するなら貸倒引当金を計上する必要がある。計上されていない理由として、貸倒引当金の算定方法について具体的なルールがないことが要因と考えられる。</p> <p>②注記</p> <p>財務諸表に対する注記に貸倒引当金の計上基準の記載がない。</p> <p>(3) 改善提案</p> <p>貸倒引当金の算定方法について「金融商品に関する会計基準」および「金融商品会計に関する実務指針」などを参考に当法人としての具体的なルールを定めることが必要と考える。例えば債務者の財政状態および経営成績等に応じて、債権を一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等に分類し、それぞれの区分に応じて貸倒見積額を算定するのも一法である。</p>	<p>これまで当公社の債権は、一般債権がほとんどであり、過去3年間にわたって滞納する債務者はいない状況であったため、貸倒引当金を計上する必要がなく、財務諸表に対する注記に計上基準を記載してこなかった。</p> <p>指摘後、令和6年度決算から貸倒引当金の計上基準を設け、財務諸表に対する注記に「債権の貸倒損失に備えるため、個別に回収可能性を勘案し、回収不可能見込額を計上することとする。」と記載した。</p>
---	--

	<p>また、財務諸表に対する注記事項として貸倒引当金の計上基準を記載の要否も検討する必要がある。</p>	
84	<p>第8節 公益財団法人花と緑の銀行 第2項 経営状況について 【意見8－1】指定管理契約の形態について (1) 概要および問題点</p> <p>当財団は富山県中央植物園の指定管理者として施設の管理を実施している。指定管理契約の期間については、新規参入機会の確保や長期間とした場合に業務の見直し機会を減少させるデメリットなどの点から、令和4年1月以降の選考案件から、原則5年から原則3年に改正されている。</p> <p>しかし、富山県中央植物園の指定管理業務には、植物の「生育・展示」のほか、「調査・研究」も含まれている。植物という生き物を取扱う以上、短期的な生育の成否については振れが生じやすい。また、調査・研究を行う事業は、大学院等で専門知識を身に付けた職員が中心的に業務を担っており、後継者の育成を含めて中長期的な視野が必要である。</p> <p>指定管理の契約期間について、原則3年という考え方には問題があるわけではないが、「調査・研究」といった業務については、その内容からして一定の期間を要するものである。また、期間を短期とすることにより、職員の地位が不安定なものになっている。</p> <p>(2) 改善提案</p> <p>上記を解消するため、調査・研究業務</p>	<p>本施設の次期指定管理期間は令和9年度以降であり、令和8年度時点での指定管理制度等に基づき検討を行う予定であるが、現行制度に改正が無ければ以下のとおり措置する予定。</p> <p>令和4年の指定管理期間の改正は、近年課題となっている人件費高騰に対して、3年間で指定管理料を見直せるメリットがあるため、次期指定管理期間は現行制度に基づき3年とする。</p> <p>「調査・研究」業務には、中長期的な視野が求められるが、指定管理期間毎に調査・研究結果の報告やとりまとめ、引継ぎ等を適期・適切に行うことで、職員の地位や業務の安定化が図られることから、現行制度に基づき実施する。</p> <p>業務の分離について、本植物園では調査・研究業務結果を指定管理業務にフィードバックしながら効果的・効率的に業務を実施していることから現行の業務体系を継続する。</p>

84	<p>について現在の指定管理業務と分離して行う（県が直接行うことも検討）か、または県と財団との契約を特命随意契約とするなど職員が中長期的に安定した形で業務を行える状況が必要と考える。</p> <p>第3項 管理体制について</p> <p>【指摘8－2】ウッドデッキの修繕について</p> <p>(1) 概要 —記載省略—</p> <p>(2) 問題点および改善提案</p> <p>ウッドデッキを立ち入り禁止にしているため入場者の安全性は確保されているものの、園内の導線を塞いでしまっており、利用者にとっての利便性が損なわれている。また、富山県中央植物園の中核的な施設が利用できず、施設全体の価値を毀損していると感じる利用者もいるものと思われる。</p> <p>花と緑が満ちた地域社会作りを担う財団の活動は、個人や社会が良い状態に向かうウェルビーイングの考え方と整合的である。県は植物園の施設所有者として財団と協議のうえで、必要な修繕を行う必要があると考える。</p>	<p>ウッドデッキ改良工事を令和7年度当初予算計上し、令和7年度中に補修工事を完成させ、ウッドデッキの立ち入り禁止を解消する。</p> <p>他の施設修繕は「富山県中央植物園の個別施設計画」に基づき計画的に改良・修繕を実施する。</p>
89	<p>第9節 公益財団法人富山県民福祉公園</p> <p>第2項 経営状況について</p> <p>【意見9－1】理事の構成について</p> <p>(1) 概要 —記載省略—</p> <p>(2) 問題点</p> <p>代表理事および業務執行理事がいずれも県OBであることについて、所管課によ</p>	<p>次期改選（令和8年度）に向けて、理事の選任について広く候補者を募ることや、外部人材の活用などを含めて検討するとともに、プロパー人材の育成と登用に努める。</p>

	<p>れば、プロパー職員では当該役職に置き換えることができる人材を確保できないため、財団の円滑な運営のため当面は県OB等の配置が必要とのことである。</p> <p>しかし、当財団が県の外郭団体として設立されてから、50年以上が経過していることからすると、プロパー人材の育成や外部人材の活用が進んでいないのではないかと思われる。</p> <p>(3) 改善提案</p> <p>以下の観点から、理事（特に業務執行理事）の構成が現状のままでよいのか、広く候補者を募る、プロパー人材を育成していくなどの点について検討いただきたい。</p> <p>①民間活力の活用</p> <p>人口が減少していく時代を迎える財団の「公園等の運営を通じて余暇活動の普及啓発等」という目的の達成に向けては、柔軟で新しい発想が期待されることから、専門性や費用対効果の観点で民間事業者の活力を活用することが有効ではないか。</p> <p>この点、財団は県の指定管理者として県の施設の管理運営を担当しているわけであるが、指定管理者制度の目的としても、「民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、多様化する住民に効果的・効率的に対応していくこと」が総務省より示されているところである。</p> <p>（下記【参考1】参照）。</p> <p>②ガバナンスの観点</p> <p>法人のガバナンスを考えた場合、広く候補者の能力や経験・専門知識、理事会にコミットできる時間や意欲、年齢・地</p>
--	--

91	<p>域・性別等のバランス様々な観点からの様々な意見を取り入れていくことが重要ではないか。</p> <p>(【参考1】、【参考2】記載省略)</p> <p>【指摘9－2】理事の理事会等への出席について</p> <p>(1) 概要 —記載省略—</p> <p>(2) 問題点</p> <p>公益法人の理事は、法人に対して善管注意義務を負い（一般法人法第64条、第172条第1項、民法第644条）、また、法人のために忠実に職務を行うとした忠実義務（一般法人法第83条、第197条）を負っていることから、理事には理事会への出席義務があるといえる。</p> <p>この点、一部の理事が対面で開催された令和5年度の理事会に一度も出席できていないことは課題として指摘されるものである。</p> <p>(3) 改善提案</p> <p>まず、選任された理事は、理事が負っている義務や果たすべき責任を自覚し、理事会に出席していただきたい。そのことにより理事会がより良いものになるといえる。理事の選任機関である評議員会には、こうした点を理事の選任に当たり留意していただきたい。</p> <p>また、法人の事務局側においても理事会の日程調整やweb会議の活用など、非常勤の理事であっても理事会に出席しやすい環境の整備を進めていただきたい。</p> <p>なお、理事会のような出席義務は無いものの、月例会や所館長会議といった主</p>	<p>令和7年3月開催の理事会から全理事と事前の日程調整を行った上で開催日を決定することとした。</p> <p>指摘後に開催した所館長会議には、すべての常勤理事（本来構成員となっていない理事長も含め）及び所館長が出席した。月例会は、太閤山ランドとこどもみらい館の連絡調整的な会議であるが、従来より関係常勤理事が出席している。</p>
----	--	--

	<p>重要な会議にも、担当する役職員は可能な限り参加し、生の声を聞き、そして、積極的に自らの意見を述べていただきたい。</p> <p>91 第3項 管理体制について 【指摘 9－3】副理事長の選定について (1) 概要、問題点および改善提案 当財団の定款には「理事のうち1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事、1人を常務理事とする(第21条2)。」との定めがあるが副理事長が選定されていない。定款は財団の業務運営の基本ルールであり、運営に携わる理事等には遵守することが求められるものであるが、財団では、定款どおりに副理事長が選任されていないことを把握しながら、放置されている。この点、早期に副理事長を選定する、あるいは、または定款を変更し、定款と実態との整合を図る必要があるとともに、財団として定款を遵守することを今一度、徹底していただきたい。</p> <p>92 【意見 9－4】中長期の経営計画の策定について (1) 概要 —記載省略— (2) 問題点 中長期の経営計画は団体の進むべき方向性を明確にするものであり、事業運営に関する問題意識や関心を高めることにつながるものである。また、事後の適切な評価やフィードバックとそれに基づく改善に向けた活動にもつながるものであ</p>	<p>令和7年6月27日開催の評議員会における議決により、定款を改正した。</p> <p>令和7年度中に中期経営計画を作成予定。</p>
--	---	--

92	<p>る。逆に中長期の経営計画が無いと、こうしたことの実現が難しくなる。</p> <p>(3) 改善提案</p> <p>以上を踏まえ、中長期の経営計画の作成を検討していただきたい。</p> <p>【指摘 9－5】修繕工事の分割発注について</p> <p>(1) 概要</p> <p>—記載省略—</p> <p>(2) 問題点</p> <p>地方公共団体における入札・契約手続きの運用においては、「地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について（令和6年4月19日 総務省自治行政局長）」に記載されているとおり、「令和6年度中小企業者に関する国との契約の基本方針について（令和6年4月19日 閣議決定 以下「基本方針」）」を踏まえた対応が求められるとしている。</p> <p>基本方針では、総合評価落札方式の適切な活用、分離・分割発注の推進、発注時期や施工時期の平準化、適正な納期・工期、納入条件等の設定、同一資格等級区分内の者による競争の確保等により、中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注とする工夫することとされており、分割発注が推進されている。</p> <p>他方で、分割発注については、一般論として契約手続に時間をする競争入札を回避し、契約を分割することで、意図的に手間のかからない少額随意契約で済ませてしまうといった不正や、競争入札を実施しないことにより調達コストが高</p>	<p>今後、分割発注の実施にあたっては、国や県等の例を参考にしつつ、費用対効果や公正性について十分に検討し、規程や作成文書等の整備を行う。</p>
----	--	---

	<p>止まりてしまうといったことが懸念されるところである。基本方針においても分割発注に際しては、「調達を費用対効果において優れたものにすること等を十分検討（公正性についての検討を含む）しつつ・・・」とされているところである。</p> <p>この点、当該分割発注の実施において、費用対効果や公正性についての検討がなされておらず問題とする。</p> <p>(3) 改善提案</p> <p>分割発注については、「基本方針」にも記載されているとおり、国等においてはむしろ推進されているものであり、分割発注していることだけをもって問題になるわけではない。</p> <p>しかし、同じく「基本方針」に記載されているように、実施に当たっては費用対効果や公正性についての検討が求められていることから、財團として、これらの観点での検討を行い、その結果を残しておくといった仕組み（規程や作成文書等の整備）の構築が必要である。</p> <p>【指摘 9－6】資金運用の決裁について</p> <p>(1) 概要および問題点</p> <p>資金運用規程では個々の資金の具体的な運用の対象および方法については、理事長の決裁を受けなければならない旨の定めがある。しかし、令和5年度の満期保有目的有価証券約60,000千円の取得に際して、理事長の決裁がなく購入しており、規程に従った手続きが行われていない。</p> <p>(2) 改善提案</p>	<p>指摘後、再発防止のため、各種の規程を再確認し、職員に改めて周知した。</p>
--	--	---

94	<p>各種の規程が整備されてはいるものの形式だけになつてないか、実務担当者に適切に理解されて周知されているのかどうか、点検することが必要である。</p> <p>【意見9－7】現物照合結果の記録・報告について</p> <p>(1) 概要及び問題点</p> <p>財団の会計規程では現物の照合に関して、「固定資産管理責任者は、常に良好な状態において固定資産を管理し、毎各会計年度に1回以上は、固定資産台帳と現物を照合し、差異がある場合は、所定の手続を経て帳簿の整備を行わなければならない」とされているところである。</p> <p>財団では複数の現場において固定資産を保有しているところ、現物照合の手続そのものが実施されていることは確認できたが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①現場における実施記録の作成 ②現場からの実施結果の報告の手順や様式 ③事務局における実施結果に対する承認について、統一された規程やルールが整備されていなかった。ある現場からは、事務局からの現物照合の実施依頼メールに対して、現物照合の結果についての返信がなされていないというケースも見受けられた。 <p>(2) 改善提案</p> <p>固定資産台帳と現物の照合を適切に実施することは、モノ（財産）の管理や決算書を正確に作成するといった点で重要な手続きである。そのため、実際に各現場で行われた現物照合の結果がそれら</p>	<p>実施記録や実施結果の報告および承認に関して統一した方法を整備し、内部決裁を行うなど適切な運用を検討し、令和7年度から実施する。</p>
----	---	--

95	<p>に適切に反映されるよう、実施記録や実施結果の報告および承認に関して、統一した方法を整備し、適切に運用することを検討していただきたい。</p> <p>【意見9－8】委託業務に係る料金積算における諸経费率について</p> <p>(1) 概要</p> <p>—記載省略—</p> <p>委託業務に係る積算については、多種多様な契約があることから、一律の諸経费率を適用することが実態にそぐわないケースもあると推察される。そこで、現状の積算方法、特にバラツキが生じている要因を調査し、原則的な諸経费率を定めたうえで、例外的な積算を行う場合には、その理由について明確にしておくといったような対応を図ることが望まれる。</p> <p>(2) 問題点</p> <p>一般論として、適切な諸経费率が適用されていない場合に、積算金額が実態と大幅に乖離し不適切な委託料金での契約締結となってしまうといった懸念が想定される。また、担当者間が任意の諸経费率を採用できるとすれば、一般管理费率を使った諸々の操作が可能になってしまふといった懸念も想定される。</p> <p>(3) 改善提案</p> <p>委託業務に係る積算については、多種多様な契約があることから、一律の諸経费率を適用することが実態にそぐわないケースもあると推察される。そこで、現状の積算方法、特にバラツキが生じている要因を調査し、原則的な諸経费率を定めたうえで、例外的な積算を行う場合に</p>	<p>指摘後、これまで各事業担当が予算上の制約からやむを得ず低い諸経费率を設定していたところ、原則的な諸経费率を定めた上で、例外的な積算を行う場合には、その理由について明確にし、起案文書に記載するなどの対応を行っている。</p>
----	--	--

95	<p>は、その理由について明確にしておくといったような対応を図ることが望まれる。</p> <p>【指摘 9－9】再委託に対する承認について</p> <p>(1) 概要 —記載省略—</p> <p>(2) 問題点 当財団と甲社の間の再委託契約に定めた承認行為を欠いた契約となっている。</p> <p>(3) 改善提案 承認行為の失念が生じないよう、一連の業務のフローの再点検等が求められる。</p>	指摘後、再委託契約に定めた承認行為がなされていることを決裁時などに随時確認し、再発防止に努めている。
102	<p>第10節 公益財団法人富山県ひとつづくり財團</p> <p>第2項 経営状況について</p> <p>【意見 10－1】「夢の卵」育成事業について</p> <p>(1) 概要 —記載省略—</p> <p>(2) 問題点および改善提案 「夢の卵」育成事業は、夢に向かってチャレンジしたい意欲のある子どもたちを後押しするという、通常の学校教育ではカバーしきれない領域の意義深い事業である。しかし、財団の収支は上述のとおりであり、財源や人手の面の制約から、事業規模は小さくならざるを得ない。</p> <p>昨今の民間企業の大きな課題の1つは、「人的資本経営」への取り組みであり、人的資本経営は、人材に投じる資金をコストではなく、価値創造に向けた投資と</p>	「夢の卵」育成事業は、例年、応募数も多く、夢に向かってチャレンジしたい意欲のある子どもたちを後押しする、極めて意義のある事業である。子どもたちにとって一層魅力ある事業となるよう、令和8年度事業実施に向けて検討していく。

	<p>して捉える中長期的な経営の在り方を指す。日本の将来を担う子ども達の夢の実現を後押しする事業に対する民間企業による支援は、人的資本経営の一環としての社外の取り組みとして捉えることができる。</p> <p>こうした観点から、民間企業への働きかけによって、贊助会費の受入れを伸ばすなど官民が連携することにより、「夢の卵」育成事業を拡充する方策を検討することが望まれる。</p>	<p>令和3年度に実施した耐震診断結果に基づき令和4年度末から令和5年度にかけて老朽化対策と併せた耐震補強工事等を実施し、施設の安全性を向上させたところであります、常時、建物の状況把握に努め、計画的に修繕等を行い、効率的な施設の維持・管理に努めて建物の存続を図る。そのうえで今後建物をどうしていくのかについて将来的に検討していく。</p>
101	<p>第3項 管理体制について</p> <p>【意見10－2】建物の老朽化と今後の方針について</p> <p>(1) 概要および問題点</p> <p>財団が所有・利用している富山県教育記念館は、県の学校教育関連諸団体が入居するほか、県の学校教育関連の会議が実施されており、いわば県教職員のシンボル的な建物として位置付けられている。</p> <p>この建物は、昭和52年に建設され、改築や修繕工事を経て現在に至っているが、老朽化が進んでいる。令和5年度においても、耐震改修工事が実施され、財源として設置した教育記念館改修基金から75,398千円を充当している。その結果、令和5年度末における教育記念館改修基金の残高は、基金創設時の1億円から15,669千円まで減少している。</p> <p>今後も建物の老朽化が進んでいくこと、それに伴い維持管理のための支出が見込まれるという状況下で、建物をどうしていくのか、たとえば修繕を継続しな</p>	

	<p>がら存続させる、建替える、あるいは廃止するなどといったことについての方針が定められていない。</p> <p>財団には教育記念館改修基金のほかにも、別の目的で積立てられている基金があるものの、個々に使途が定められており、教育記念館の維持管理等に使用するには理事会の承認が必要となるほか、実際に教育記念館の維持管理等に充当してしまうと、それらの基金の運用から得られている運用益が減少するため、財団の運営資金そのものが不足するという問題に直面してしまう。</p> <p>(2) 改善提案</p> <p>財団の財産は、基本財産（令和5年度末で3億円）特定資産（令和5年度末で14億円）など一見、十分にあるように見える。しかし、老朽化した教育記念館の維持修繕に充当できる部分は限られており、他の基金を充当するという選択肢もあるが、それによって基金の運用益という財団の諸活動の財源が損なわれることになってしまう。</p> <p>まずは教育記念館を今後どうしていくのかについて、財団内部で、また、出資者である県との間で検討する必要がある。</p>
--	---

